2012.7

PL Report ＜2012 No.4＞

国内の PL 関連情報

発火した IH クッキングヒーター用汚れ防止マット

（2012 年 4 月 19 日　国民生活センター）

国民生活センターは､IH クッキングヒーター用の汚れ防止マットの商品テスト結果を発表した。これは、消費者からの苦情等を受付ける消費生活センター等から「IH クッキングヒーターのトッププレート上に汚れ防止マットを置き、鍋を使用していたところ、マットが発火した。危険なので商品に問題がないか調べてほしい。」という依頼を受け、国民生活センター商品テスト部が商品テストを実施したもの。

テストでは空焚き状態にしたときに、汚れの無い「汚れ防止用マット」から白煙と変色が見られ、また汚損した「汚れ防止用マット」からは発煙・発火が見られた。このテストで、ＩＨクッキングヒーターの温度センサーが､「汚れ防止用マット」によって温度を正確に検知しないことが確認された。

ＩＨクッキングヒーターの取扱説明書では「市販の電磁調理器カバーを使わない」としていることを踏まえ、国民生活センターでは､IH クッキングヒーターで当該商品を使用することは好ましくないとしている。また、この情報を受け「汚れ防止用マット」の販売店と製造事業者は、それぞれ商品取り扱いと、表示・材質の改善を図るとしている。

ここがポイント

IH クッキングヒーターは、

・鍋自体を直接暖めるため高効率性
・火を使わない安全性、
・簡単に温度調節が可能な快適性、
・掃除が容易

などのメリットにより、安全かつ便利な電熱器具として一般家庭などに広く使われるようになりました。しかし、取扱説明書を読まずに安易に使用するケースも見られています。たとえば、規定量以上の油の加熱による火災や、変形したなべによる過加熱が報告されています。IH クッキングヒーターの取扱説明書には「市販の電磁調理器カバーを使わない」と明記されていることから､今回のケースについても､使用者が取扱説明書を確認していないこと、または禁止事項の誤認が原因と考えられますが、事業者側にも改善すべき点があると考えられます。

本「汚れ防止用マット」には、使用していたシリコン製のマットに「２５０℃までの耐熱性がある」､「空焚き禁止」の表示がされていたことから、汚れ防止用マットの製造事業者は「空焚きをしない限り、通常使用では２５０℃までで耐熱性能は十分」と考えていたと考えられ、今回の実験でも、実際、事故発生時の状況に近い条件（出力約 1.5kW、適度な汚れをマットに付着）で加熱テストを行った結果ではマットは発火することはなく、焦げや変色も見られませんでした。

しかしながら、空焚きによる事故発生リスクについては、従来型ガスコンロで事故が多発し空焚禁止の警告表示のみでは対処できないことから、自動消火装置が付加された歴史的経

緯があります。本ＩＨクッキングヒーターにも温度検知機能が付加されていますが、今回のテストでこの機能は「汚れ防止用マット」によりその機能が無効化され、その結果「汚れ防止用マット」のなべ底接触面温度は４５０℃まで上昇して出火したと思われること、また発火リスクは「汚れ防止マット」が汚れることにより重大化することが指摘されています。

「汚れ防止用マット」製造者はその製品が使用されるＩＨクッキングヒーターの取扱説明書の表示「市販の電磁調理器カバーを使わない。安全機能が正しく働かない原因となります。」を正しく認識していなかったために、結果としてＩＨクッキングヒーターの保護機能無効化により、ＩＨクッキングヒーターの温度上昇による発火リスクを重大化させてしまったことになります。

IH クッキングヒーターには火炎がないため、消費者に温度に関しての危険意識が少ないと考えられ、そういった消費者の意識や誤使用の可能性を十分に踏まえたうえで、製品の開発設計、警告表示を含めた消費者とのリスクコミュニケーションの一層の充実が期待されます。

機械式立体駐車場での事故に注意

（2012 年 5 月 2 日　消費者庁/国土交通省）

消費者庁と国土交通省は、本年 4 月 2 日に大阪市で発生した立体駐車場の事故（運転者が操作中の立体駐車場のパレットに、運転者のお子さんが身体を挟まれて死亡）を受けて、利用者に使用上の注意を呼びかけるニュースリリースを 5 月 2 日付けで発行した。発表によれば、今回の事故を含め 2007 年末から本年 4 月末までに 26 件の事故が発生し、そのうち死亡事故が 4 件（うち、子供の死亡は 2 件）あるという。

注意喚起の内容は、

・駐車場で車を入出庫する場合には、運転者以外は駐車場に入らない。
・装置を操作する前に、駐車場内に人がいないことを確認する。
・操作中は装置から離れず、子供が駐車場内に近づかないように注意する。
・装置の操作ボタンを器具などで固定し押し続けた状態にすることは絶対に行わない。

となっている。

ここがポイント

公益法人立体駐車場工業会は、今回の件が“駐車装置の操作ボタンに道具を利用して固定使用したことにより重大な事故に繋がった”として、5 月 8 日にホームページ上で『固定器具を使用して操作盤から離れることはおやめください！』というタイトルにより、駐車場の管理者、利用者および会員に注意を促しています。同工業会では、国の法令及び通達等を基に駐車装置の認定制度を運用しており、その一部として安全装置の装着（歯止め落下装置、加速度制限装置、非常止め装置等）を義務付けていますが、今回の事故発生を機に安全基準の見直しを始めました（5 月 18 日付け　読売新聞）。

今回の事故は、手を離せば自動的にパレットの動きが停止するように設計されていた操作ボタンが人為的に固定されていたために、事故が発生してもすぐにパレットを止めることができず最悪の結果となりました。このような、いわゆる、“意図された誤使用に起因する事故の発生事例”は、事故の程度に差はあるものの、駐車装置に限らず家庭電化製品をはじめとする消費用生活製品全般でも報告されています。

国の法令や業界団体の基準に適合した製品を消費者に提供することは、事業者としての当然の義務ですが、重大事故の発生後に国や業界団体が製品の安全に関する法令や基準を改定するには、ある程度の時間が掛かることは否めません。事業者は日頃より公開されている事故情報を幅広く収集し、それらの事故が自社製品で発生するリスクを評価し、関係法令や基

準の改定を待つことなく、事故の未然防止を目的に自社基準の見直しとその時点で可能な対策を実現すべきでしょう。

食肉加工２団体、自主回収事例集を作成

（2012 年 5 月 11 日　日本食糧新聞）

このほど、日本食肉加工協会、日本ハム・ソーセージ工業協同組合の２団体は、「食品事故発生における自主回収　参考事例集　―食肉製品編―」を会員向けに作成・配布した。今後、これから共通する課題を抽出し、来年度には「食品事故対応マニュアル（食肉製造編）」としてケースごとの適切な対応策を取りまとめる予定。

ここがポイント

財団法人食品産業センターの web サイト「食品事故情報告知ネット」では、食品事故情報がアップされています。当該サイトで公表されている直近のデータ（2010 年 1 月～12 月）によれば、回収事故は年間 651 件発生しており、人為的ミスや部材メーカーとのコミュニケーション不足、衛生管理の不備など初歩的な管理ミスが散見されます。

一方、総合衛生管理製造過程（厚生労働省による HACCP の概念を取り入れた衛生管理）の承認制度実施要領には、事故の際に回収方法の手順や責任体制、自治体への報告等について整備することが要求されています。また、製品のリコール手順や緊急事態に対する備え及び対応について、ISO／FSSC 等の食品安全マネジメントシステムでも要求されています。

今回、日本食肉加工協会、日本ハム・ソーセージ工業協同組合の２団体が、業界特有の起こりやすい食品事故にフォーカスして、食品事故防止の注意喚起を促すことを目的に「自主回収事例集」を作成・配布し、「食品事故対応マニュアル（食肉製造編）」も作成することは、食品事故への対策を行う上で大いに参考になると思われます。

なお、このような事例集やマニュアルは、事故の未然防止のために自社の再点検に活用するとともに、製造製品や製造ラインなど自社の状況にあわせて適宜修正・追加等を行い、自社固有の食品事故マニュアルの策定を含め、態勢の構築に活かしていくことが重要です。さらには、食品事故対応マニュアルの実効性を検証するため、回収を想定したシミュレーションを行い、その結果も踏まえマニュアルの検証／修正を行うことが大切です。負荷を増やしたシナリオを想定し、迅速かつ適切な行動がとれるようブラッシュアップを図ることが有益といえます。

海外の PL 関連情報

GAO が CPSC に対し自主基準策定への一層の関与を要求

米国会計検査院（GAO）は、本年 5 月 21 日、米国消費者製品安全委員会（CPSC）は、製品安全自主基準の策定に積極的に関与すべきとするレポート※を公表した。レポートにおいて、GAO は、CPSC に対し、従来の業界等における製品安全自主基準策定への CPSC としての関与方針を見直し、自主基準策定に関して従来以上に積極的な役割を引き受けるべき、としている。

※　http://www.gao.gov/assets/600/590990.pdf

ここがポイント

業界等における自主基準は法的強制力を持たず、CPSC として企業に対して遵守を強制すること

はできませんが、自主基準を遵守しない場合、CPSC が重大なハザードと見なし、強制力のある行政措置につながることがあります。例えば、特定の子供向け上着の引き締め紐や漏電遮断器のないドライヤーについて、CPSC は危険な製品と見なし、輸入段階でストップをかける措置を実施しているほか、レポートによると 2008 年から 2011 年までに行われたリコールの 80%が自主基準を踏まえ輸入製品に対して実施されたものである旨が指摘されています。

一方で、これまで CPSC は業界等による製品安全自主基準の策定やモニタリングに一定の資源を投入して関与はしてはいるものの、CPSC 内の規則によりスタッフが最終の基準に投票したり、他の団体や消費者が参加しない業界の会合への参加を禁止しており、自主基準の検討プロセスへの参加は限定的となっています。

上記のとおり、自主基準は企業の製品安全対策や製品安全行政に強い影響力を持つことから、レポートは、CPSC は自主基準策定の早い段階から積極的に関与すべきであり、これにより CPSC による監視機能が強化され、自主基準自体の有効性を高めることになると結論しています。

事業者としては、米国における CPSC および自主基準の動向に引き続き注目しておく必要があるでしょう。

米国において製品リコールが急増

米国の新聞報道（本年 6 月 10 日 USA TODAY）によると、2011 年に米国において 2,365 の製品（消費者用製品、医薬品、医療機器、食品）がリコールされた。これは、同紙が FDA（米食品医薬品局)、USDA（米農務省)、CPSC（米消費者製品安全委員会）のデータから集計したものであり、2010 年の 2,081 製品からは 14%の増加、2007 年の 1,460 製品と比べて大幅な増加となっている。

ここがポイント

今回の報道において、米国におけるリコール急増の要因について分析がなされていますが、規制当局による監視強化、製品試験方法の向上、消費者が製品の問題を指摘し議論可能なインターネットサイトなどのメディアの普及が相まって、リコール増加の要因となっているとしています。同紙では具体的にはふれられていませんが、リコール増加要因として、CPSC により昨年３月から事故情報データベースが公開されたことなどの影響もあると考えられます。

また、あまりにもリコールが多くなった結果、消費者に「リコール疲れ」が見られ、リコールを無視したり、見逃したりする傾向が指摘されており、2009 年のラトガーズ大学の食品リコールに関する研究を引き、米国人の 12%がリコールされたことを知っている食品を食べ、40%がリコール製品を自宅において探さないというデータが紹介されています。

なお、複数の小売事業者において顧客に対して独自の方法でリコールを通知し回収率を高める取組みがなされていることについても紹介されており、こういった動きを踏まえると、製品に多少なりとも問題があるかそのおそれがある場合、事業者が積極的にリコールに動くとともに、その事実を可能な限り積極的かつ効果的に消費者に伝えるよう、一層の努力を求められる状況が、ますます強まっていくものと考えられます。

インターリスク総研の製品安全・ＰＬ関連サービス

・株式会社インターリスク総研は、ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。
・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの確実な実施を含め製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
・弊社では、「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」や「製品安全に関する事業者ハンドブック」の策定など官公庁からの受託調査業務のほか、事業者の皆様の製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングを行っています。
・弊社ではこのような豊富な受託調査、コンサルティング実績をもともに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL Master」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL　Master」

「PL Master」はじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研コンサルティング第一部 CSR・法務グループ（TEL. 03-5296-8912)、またはお近く三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。